

平成25年5月28日

前島 修 様

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則昭



異議の申出についての決定書の交付について

このことについて、別紙のとおり交付します。

## 決 定 書

広島市南区宇品西一丁目7番12-502号

異議申出人 前島 修

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成25年5月7日になされた平成23年4月10日執行の広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を却下する。

## 異議の申出の要旨

申出人の申出の趣旨は、広島市長選挙選挙会（以下「選挙会」という。）が平成23年4月11日に本件選挙の当選人と決定した者（以下「当選人」という。）の当選が無効であるというものであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

当選人は、事前運動による選挙犯罪者として平成23年3月27日の本件選挙の告示日には既に本件選挙の「候補資格」を失効していた。したがって、「当選資格」のない者を当選人と決定した処分は不正である。

## 決 定 の 理 由

公職選挙法（以下「法」という。）第206条第1項によれば、異議の申出の期間について、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、法第101条の3第2項の規定による告示（当選人の告示）の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる旨規定されている。

これを本件選挙についてみると、当選人の告示は平成23年4月11日に行われており、前記の規定からすると、平成23年4月25日までに異議の申出をする必要がある。ところが、当委員会が申出人から異議申出書の提出を受けたのは平成25年5月7日である。

よって本件異議の申出は、法定の期間経過後にされたものであるもので、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第1項により主文のとおり決定する。

平成25年5月27日

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則昭

